

**モニタリングサイト 1000 里地調査
調査ボランティア傷害保険のご案内**

公益財団法人日本自然保護協会

保全研究部 モニ 1000 里地調査係
〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F
TEL : 03-3553-4104 FAX : 03-3553-4101

(株) 甲南保険センター

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-14-2 雄邦ビル 4F
TEL : 03-3264-5353(代表) FAX : 03-3264-2021

調査ボランティア傷害保険

1. この保険の概要

この保険は、保険契約者に登録された重要生態系監視地域調査の調査ボランティア（調査員）が、調査要項等に定められた調査活動中（自宅との通常の経路における往復途上も含みます。）に、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされたり、死亡されたような場合に補償されます。

2. 保険契約者

公益財団法人 日本自然保護協会

3. 被保険者

保険契約者に登録された重要生態系監視地域調査（モニタリングサイト 1000）の調査ボランティア（調査員）

4. この保険で支払われる保険金の額と内容

被保険者 1 名につき

死亡保険金	300 万円
後遺障害保険金	300 万円～9 万円
入院保険金	1 日 2, 000 円
通院保険金	1 日 1, 300 円

- ・ 死亡保険金…事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ・ 後遺障害保険金…事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき
- ・ 入院保険金…生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度として支払われます。
- ・ 通院保険金…生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として支払われます。

5. この保険で支払われない場合（おもなもの）

- ・ 地震・噴火または津波
- ・ 戦争・変乱・革命その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 保険契約者・被保険者の故意
- ・ 保険金受取人の故意
- ・ 被保険者の自殺行為または犯罪行為・闘争行為
- ・ 被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失
- ・ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ」症）または腰痛
- ・ 無資格運転・酒酔い運転
- ・ 山岳登山等特に危険な運動による場合
- ・ 自宅内（敷地を含みます）の事故

6. 被保険者の通知

保険契約者は、ご契約時に登録された被保険者名簿を保険代理店に通知することとし、その後新たに登録された被保険者についてはその都度保険代理店に通知することとします。

7. 保険料の精算

保険期間終了後に、通知された被保険者数に基づく確定保険料と暫定保険料の精算を行います。

8. 保険期間

平成 25 年 7 月 13 日午後 0 時より

平成 26 年 7 月 12 日午後 12 時まで 1 年間